

付 属 資 料

庄原市公契約条例等検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 7 月 10 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市公契約条例等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 公契約の条例及び制度に関する検討を行うため、庄原市公契約条例等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公契約に係る条例制定の必要性及び実効性に関すること。
- (2) 公契約制度の検証に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 大学教授等
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に掲げる各号の事務が終了するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により、これを定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月11日から施行する。

庄原市公契約条例等検討委員会委員名簿

氏名	所属	区分	選任根拠
イオタク ヒロアキ 五百竹 宏明	県立広島大学 経営情報学部 経営学科	准教授	要綱 第3条第2項(1) 大学教授等
ミウラ ミツ隆 三浦 益隆	三浦益隆法律事務所	弁護士	要綱 第3条第2項(2) 弁護士
ヤマシタ チハル 山下 千春	いろは社会保険労務士事務所	社会保険労務士	要綱 第3条第2項(3) 学識経験者
ウエマツ カズアキ 植松 和昭	元広島県職員	有識者	要綱 第3条第2項(4) その他市長が必要と認めた者
シミズ ケンジ 清水 健治	元庄原市職員	有識者	要綱 第3条第2項(4) その他市長が必要と認めた者